

第3章 札幌市の葬送を取り巻く現状と問題点

1 葬送に対する市民の意識

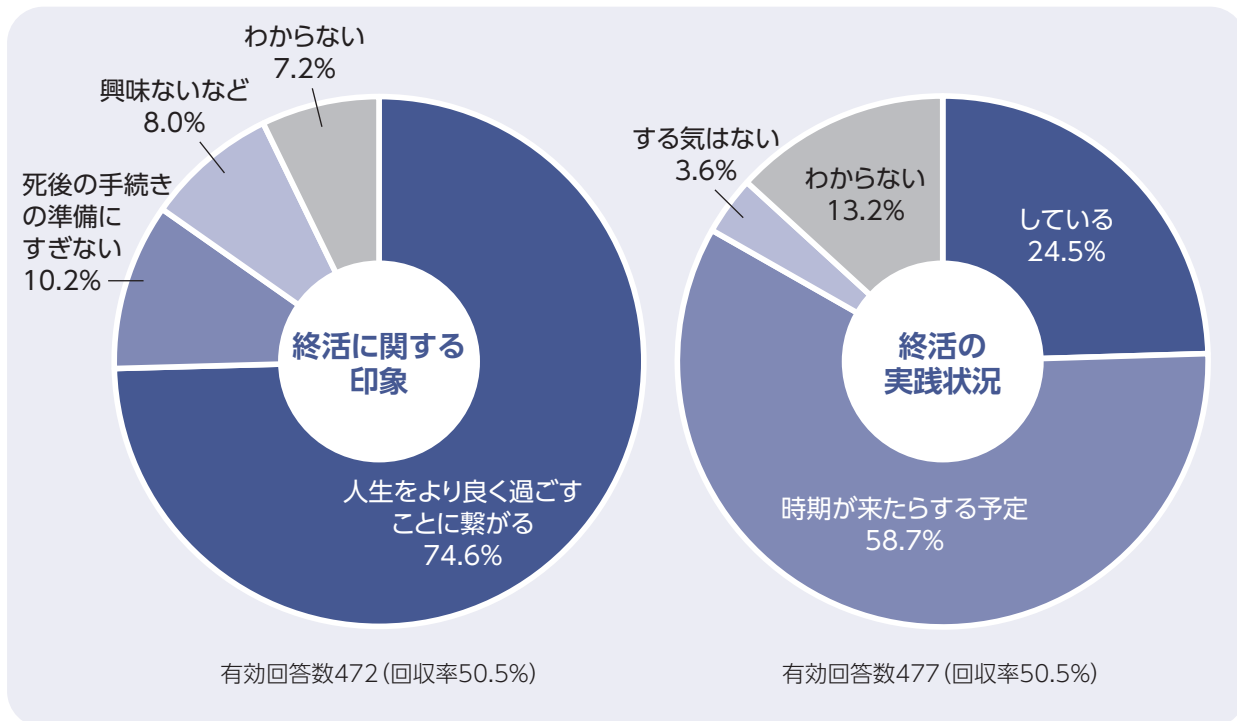
(1) 葬送に対する意識

アンケート調査から見る市民の意識

平成30年度(2018年度)に札幌市の斎場・霊園の利用者を対象に行ったアンケート調査では、終活について約75%が「自分や身近な人が残りの人生をより良く過ごすことに繋がる」という肯定的な印象を持っていた一方で、「実際に終活をしている」人は約25%にとどまるという結果になりました。

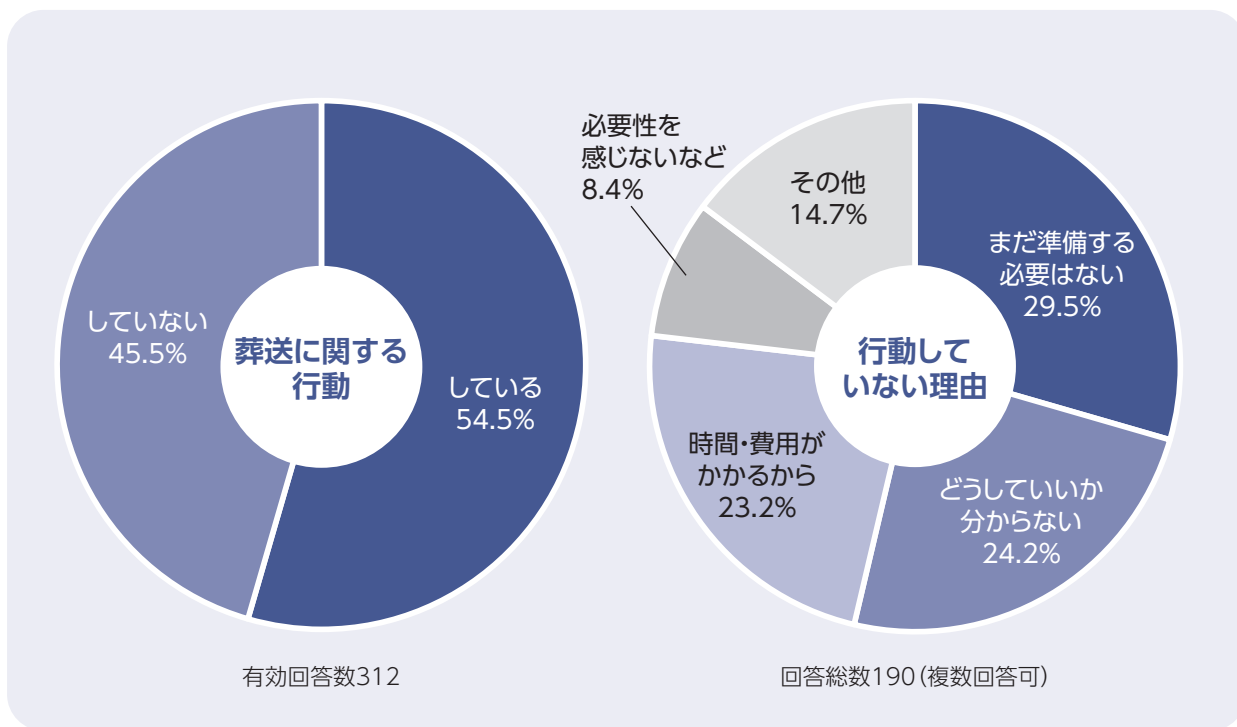
令和7年度(2025年度)に調査会社のモニターに登録している札幌市民を対象に行ったインターネットアンケート調査では、「ご自身や家族・親族が亡くなった時に備えて、実際に行動したり準備したりしていることがある」人は約55%という結果になりました。

【図3-1-1 終活に対する印象と実践状況】



出典:札幌市営斎場・霊園利用者アンケート調査(2018年度)

【図3-1-2葬送に関する行動】



出典：インターネットアンケート調査(2025年度)

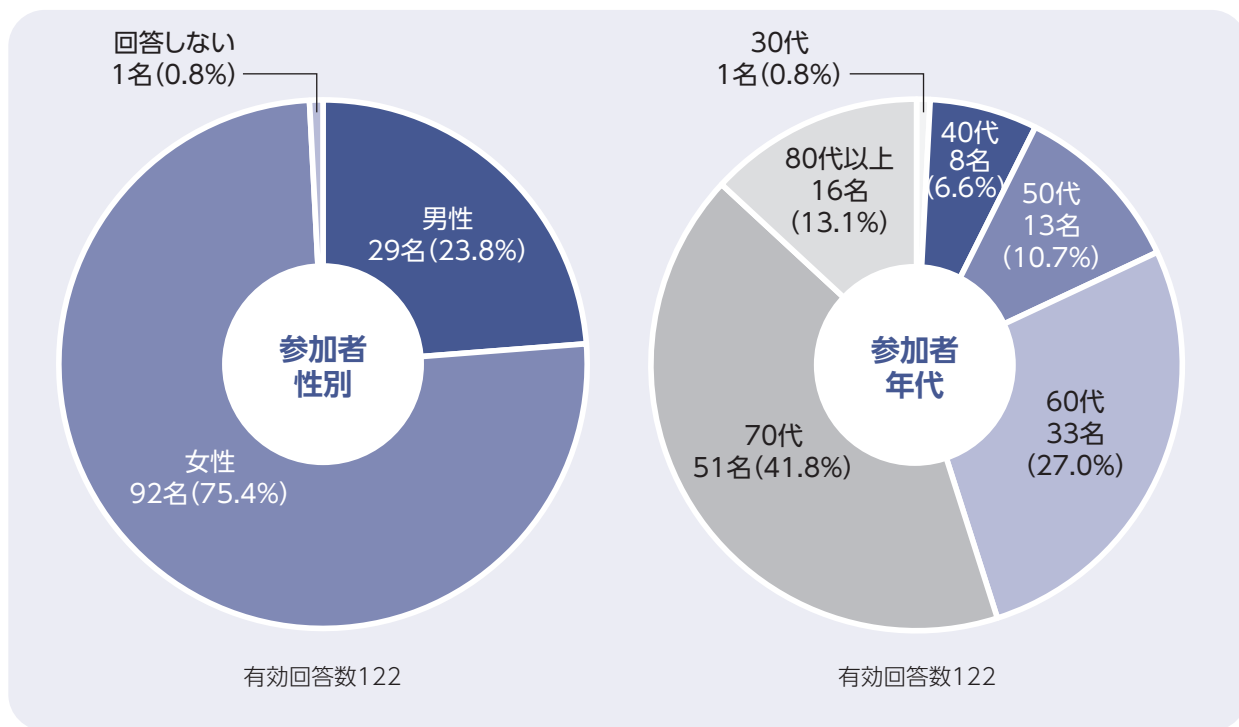
ワークショップから見る市民の意識

令和5年度(2023年度)に葬送ワークショップを開催し、里塚斎場・里塚霊園を見学した後、葬送に対する意識や火葬場・墓地について意見を聞きました。

また、令和6年度(2024年度)に終活ワークショップ「生きがい終活のススメ」を各区で開催したところ122名が参加し、葬送への興味・関心が高いことが分かりました。

参加者を年代別に見てみると、70代の方の参加が最も多く、次いで60代、80代となっており、比較的若い世代の参加者は非常に少なくなりました。また、女性の参加者が4分の3を占めました。

【図3-1-3終活ワークショップの参加者属性】



出典：終活ワークショップ参加者アンケート(2024年度)

問題点

- 終活のメリットを感じていたり、終活をしたいと感じているものの、手順や方法が分からず、実際に終活をすることができていない方がいる状況です。
- 従来の墓地から樹木葬や海洋散骨などの新たな葬送スタイルへ市民ニーズが変化していますが、これらに関する情報を得る手段が限られており、市民が適切な情報を得ることが難しい状況です。
- 終活に関する行動を起こす市民が少ないと引き取り手のない遺骨や無縁疑いの墓が増えることが考えられます
- 幅広い世代の多くの方に、早くから葬送に関心を持ってもらうことが必要です。

問題点を踏まえた今後の考え方

- 札幌市の関係部署に加え、民間墓地経営者や葬祭関連事業者等と連携して、市民への情報提供に努めていきます。
- 今まで葬送に関心が薄かった層を対象として、それぞれに関心を持ってもらえる企画を行います。

(2)火葬場・墓地に関する問題と取組に対する理解

多死社会の到来によって今後深刻化する火葬場や墓地に関する問題は、市民生活にも直結することから、しっかりと市民に理解してもらう必要があります。

また、火葬場や墓地の問題解決に向け、今後検討する取組による効果を最大限に発揮するためには、市民の理解と協力が不可欠となります。このため、市民と行政との間で対話の機会を持ちながら、取組を進めていく必要があります。

今後の考え方

○火葬場・墓地の課題解決に向けて、札幌市の取組を市民へ周知・啓発するとともに、市民と札幌市の間で対話の機会を持ちながら進めていきます。

2 火葬場

(1)火葬件数の増加

札幌市の火葬場における火葬能力について

札幌市には里塚斎場と山口斎場の2か所の火葬場があります。その概要は表3-2-1のとおりです。

【表3-2-1 火葬場の概要】

	供用開始年月	火葬炉数	火葬能力※	特別控室数	収骨室数	運営形態
里塚斎場	昭和59年 (1984年)7月	30炉	60件/日	30室	8室	直営(一部委託)
山口斎場	平成18年 (2006年)4月	29炉	72.5件/日	31室	14室	PFI(BOT方式)(~2026.3月) PFI(RO方式)(2026.4月~2037.3月)

■運用

- 予約制(インターネット上で24時間365日予約可)
- 火葬場の入場時間は9時30分から15時の間
- 元日及び友引日の一部は休場日
- 札幌市民の火葬は16,000円、札幌市民以外は54,000円(2026.4月~)

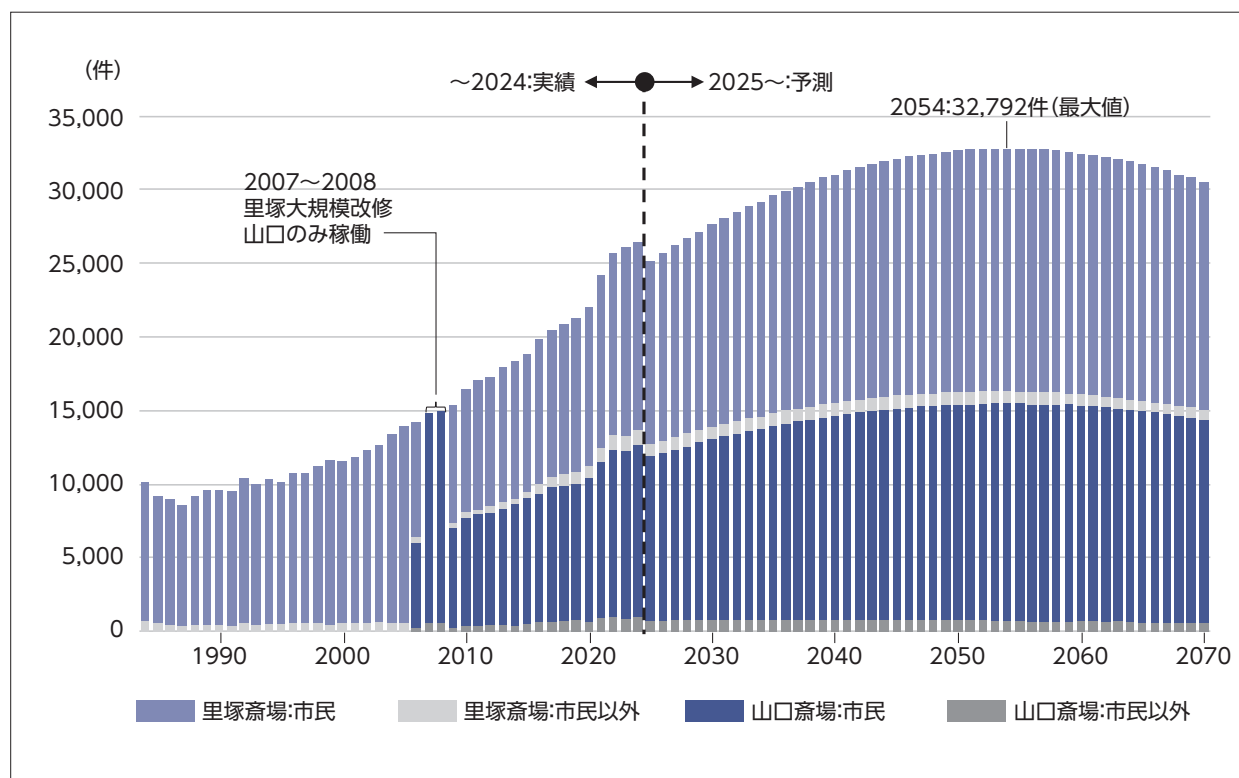
※火葬能力:現在の運用、構造、市民の慣習を踏まえ、安定的に火葬できる件数(設計時の件数)。下記の計算による。

$$\left[\begin{array}{l} \text{里塚斎場:炉数30炉} \times \text{使用回数2回/日} \\ \text{山口斎場:炉数29炉} \times \text{使用回数2.5回/日} \end{array} \right]$$

火葬件数の増加に伴う問題点について

札幌市の火葬場における1年間の火葬件数は、平成12年度(2000年度)以降増え続けており、令和6年度(2024年度)には過去最大の26,421件となりました。今後、多死社会が進行することで火葬件数がさらに増え、令和36年度(2054年度)には最大値の約32,800件に達すると予測されます(図3-2-2)。

【図3-2-2 年間火葬件数の推移】



出典:札幌市

問題点

- 既に1施設のみで火葬できる件数を超えています。
- 火葬場は20年程度で平成19年度(2007年度)～20年度(2008年度)に里塚斎場で実施したような大規模改修が必要です。
- 火葬件数は令和36年度(2054年度)に約32,800件の最大値に達し、その後は緩やかに減少することが見込まれます。

問題点を踏まえた今後の考え方

- 1施設のみでは火葬需要への対応が困難であることから、2つの火葬場を継続して稼働させる必要があります。
- 火葬場整備にあたっては、多くの時間と費用を要することから、火葬件数の需要予測を踏まえて最適な計画とする必要があります。

問題点

- 待合ロビーの混雑や収骨待ちの発生といった問題は、一定程度改善されたものの、火葬棟と待合棟に向かう人が交錯する問題については解消されていません。
- 里塚斎場の建物自体が築40年を超えたことに加え、火葬炉の入替が必要な時期が近づいています。
- 近年、エネルギー価格や人件費が高騰している状況から、里塚斎場の建替や改修・増築には工事費の増大や工期の延長が予想されます。

問題点を踏まえた今後の考え方

- 建築物や設備の供用年数や、施設の構造上の問題点を踏まえ、里塚斎場の再整備計画を策定します。
- 再整備計画の策定にあたっては、PFI事業としての実施を検討するなど財政支出の削減を目指すとともに、工期が延びた場合にも火葬需要に応え続けることができるよう、余裕をもった工期を設定します。

(3) 山口斎場の大規模改修に関する問題

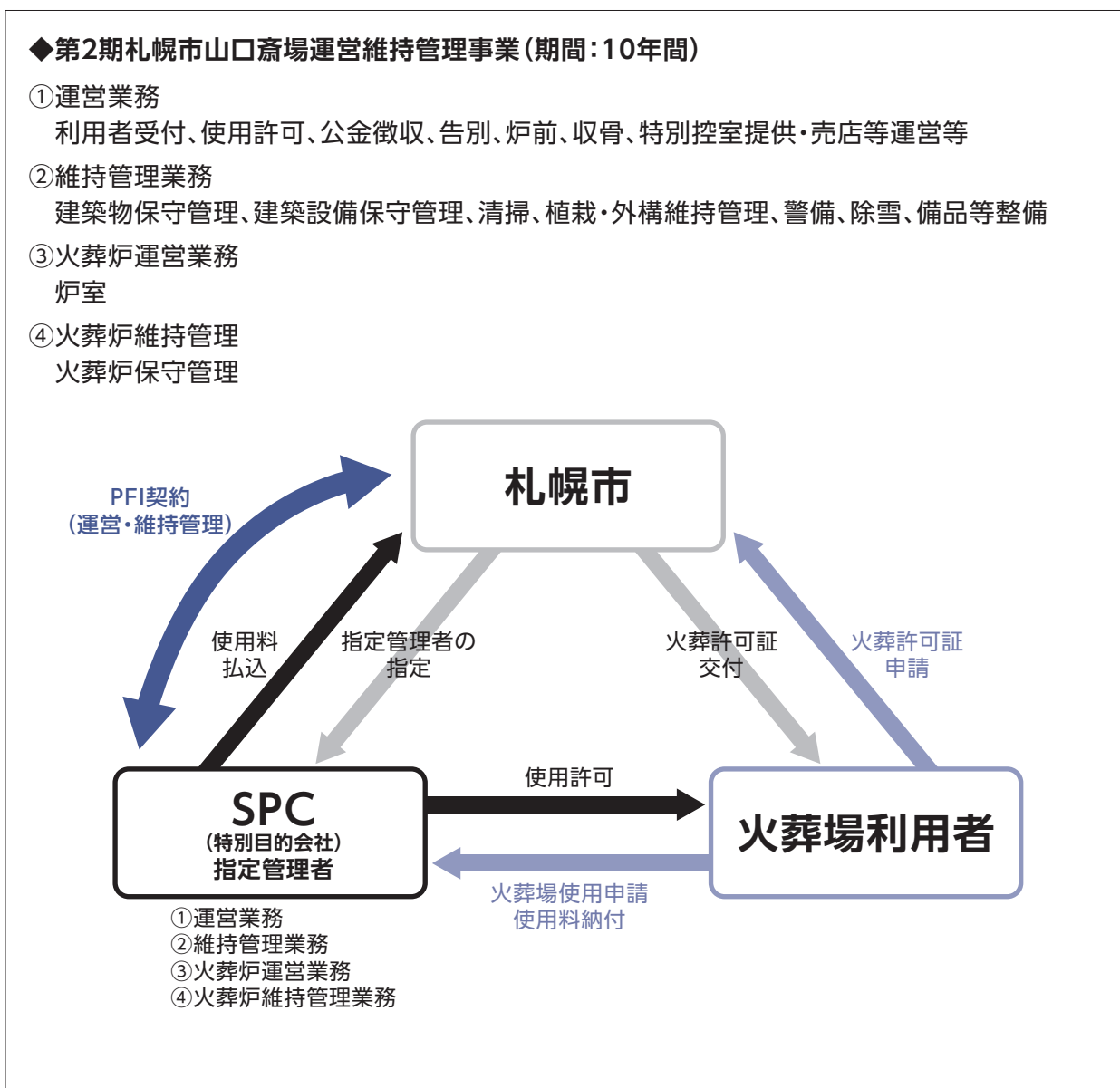
山口斎場は、札幌市で初めてのPFI事業として、平成15年度(2003年度)から令和7年度(2025年度)までの23年間にわたり、民間事業者が運営しておりました。

この事業では、高い水準の維持管理が行われており、令和4年度(2022年度)に実施した施設設備の検査において、火葬炉については、事業期間終了後10年間は問題なく使用できることがわかりました。

そのため、第2期PFI事業では、火葬炉の入替を行わず、令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)までの10年間を事業期間として民間事業者が施設の修繕と運営を行います。

第2期事業の終了時期には、機械設備、電気設備の更新が必要となるほか、火葬炉の入替など、大規模改修の必要があります。これについては、施設全体を運営しながらの更新は困難となりますので、大規模改修にあたっては、その後の運営と併せて実施手法を検討する必要があります。

【図3-2-4 山口斎場の管理・運営】



問題点

- 第2期PFI事業が終了する令和17年度(2035年度)頃には、機械設備・電気設備の更新や火葬炉の入替などの大規模改修が必要です。
- 施設全体を運営しながらの大規模改修は困難であるため、その実施方法について運営手法と併せて検討する必要があります。

問題点を踏まえた今後の考え方

- 令和17年度(2035年度)以降の大規模改修の実施方法について検討します。
- 大規模改修後の運営手法について検討します。

(4)火葬場の広域利用

札幌市は、近隣の11市町村との協議などを行い、令和元年(2019年)3月、さっぽろ圏の中長期的な将来像や、将来像の実現に向けた具体的な取組を示した「さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン」を、令和6年(2024年)3月にはその後続の計画となる「第2期さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン」を策定しました。

火葬場の広域利用についても取組の一つとして掲げていることから、令和4年度から「火葬場の広域利用に関する検討会議」を開催し、各市町村の抱える火葬場の課題についての情報共有や協力・連携を図っています。

火葬場では、札幌市民以外の利用も受け入れており、令和6年度(2024年度)における札幌市民以外の方の火葬件数は、全体の7.7%を占めています(表3-2-5)。

【表3-2-5札幌市民と札幌市民以外の火葬件数実績と割合(2024年度)】

	札幌市民	市民以外	合計
火葬件数	24,381	2,040	26,421
割合	92.3%	7.7%	100.0%

出典:札幌市

特に、北広島市とは里塚斎場の利用について平成28年度(2016年度)に協定を締結しているほか、石狩市とは協定を締結していないものの、石狩市民が山口斎場を利用した際の火葬場使用料について石狩市が補助を行っているなど関係が深く、北広島市と石狩市で、札幌市民以外の方の火葬件数の半数以上を占めています。

他の自治体とは協定は締結していないものの、一定程度の火葬を受け入れています(表3-2-6)。

【表3-2-6 札幌市民以外の方の火葬件数実績と割合(2024年度)】

	江別	千歳	恵庭	北広島	石狩	当別	新篠津
火葬件数	48	33	20	613	510	40	4
割合	2.4%	1.6%	1.0%	30.0%	25.0%	2.0%	0.2%

	小樽	岩見沢	南幌	長沼	その他	合計
火葬件数	116	35	6	10	605	2,040
割合	5.7%	1.7%	0.3%	0.5%	29.7%	100.0%

出典:札幌市

令和5年度(2023年度)には、さっぽろ連携中枢都市圏における連携内容の検討に向け、他の連携中枢都市圏における火葬場やその他公共施設の連携事例の調査を行い、一部事務組合の設立や事務委託などの連携手法について整理しました。

【表3-2-7 第2期さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンの概要】

■趣旨・目的

全国的に、人口減少や少子高齢化などの社会経済情勢の急速な変化が進み、また、国内各地域との競争が激化するなか、札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町の8市3町1村からなる、この圏域においても、近い将来、圏域全体の人口は減少局面に入り、高齢化率も急激に上昇することが推計されています。

今後、財源や担い手の不足により、圏域内市町村の経済基盤や行政サービスの維持が困難となることが予想されており、圏域内の活力を維持し、魅力あるまちづくりを進めるためには、圏域内のさまざまな資源を活用した連携の強化のほか、行政のコスト削減や運営の効率化が必要であると考えられます。

そこで、札幌市と交流人口の規模や経済、社会、文化、住民生活等において密接な関係を有する11市町村との間で、「さっぽろ連携中枢都市圏」の形成に向けた協議を進め、2018年11月には、札幌市が「連携中枢都市宣言」を行ったところです。

「さっぽろ連携中枢都市圏」では、構成する市町村の密接な連携と役割分担の下、それぞれの特徴を活かしながら、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の3つの役割に取り組んでいきます。

本ビジョンは、中長期的な圏域の将来像を示すとともに、連携市町村とその姿を共有しながら、将来像の実現に向けた具体的な取組を計画的に推進するために策定するものです。

■構成自治体

札幌市と近隣11市町村(小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町)

今後の考え方

- さっぽろ連携中枢都市圏連携市町村と引き続き情報共有及び協力・連携を行います。
- 火葬場の広域利用に関するさっぽろ連携中枢都市圏連携市町村の意向について、会議等を通じて確認し、どのような対応が可能か検討します。

(5) 残骨灰等の取扱い

収骨後に残った灰である残骨灰及び集塵機により集められた集塵灰はダイオキシン類等の有害物質を含んでいることから、熔融処理等により生活環境保全上支障がないよう適切に処理することが求められています。札幌市では、故人の尊厳に配慮して、残骨灰等を宗教的感情の対象として取り扱っており、生活環境保全上の支障を及ぼさない構造を持つコンクリート製の残骨灰槽に保管してきました。

近年、地震や台風、ゲリラ豪雨等の災害が増えており、万が一、残骨灰槽が損壊、浸水した場合も、安全・安心を確保できるよう、無害化処理の実施について検討を行い、令和4年度(2022年度)に、里塚斎場に保管している残骨灰について試行的に無害化処理を行い、令和5年度(2023年度)には残骨灰と併せて集塵灰の無害化処理も行いました。

令和6年度(2024年度)からは、山口斎場に保管している残骨灰及び集塵灰についても無害化処理を開始しています。

無害化処理を終えた残骨については、元々保管していた残骨灰槽へ返還していますが、無害化処理により重量は数%以下に減少するため、残骨灰槽の長寿命化にも繋がっています。

また、残骨灰の無害化処理の過程で、歯科診療や人工関節などに使用される金、銀などの有価物が回収されるため、これらの引取により得られた収入を火葬場の運営費用に活用しています。

【表3-2-8 無害化処理の結果】

	斎場	処理量		有価物				返還残骨
		残骨灰	集塵灰	金	銀	プラチナ	パラジウム	
令和4年度	里塚斎場	10,038kg	—	511.3g	3771.0g	17.2g	609.6g	303kg
令和5年度	里塚斎場	10,024kg	2,198kg	979.6g	3753.6g	6.7g	1353.4g	42kg
令和6年度	里塚斎場	10,023kg	—	1038.1g	3912.3g	6.8g	1401.8g	39kg
	山口斎場	10,006kg	4,967kg	1221.9g	3855.2g	14.2g	1642.1g	19kg

問題点

- 各斎場の残骨灰槽には、依然として多量の残骨灰等が保管されており、それらは有害物質を含んでいます。
- 残骨灰等は日々発生しているため、無害化処理を行わなければ、既設の残骨灰槽の容量を超えてしまいます。
- 無害化処理の過程で生じる金や銀などの有価物の引取により得られる収入の使い道について、誤解を招くことのないよう、透明性の確保が必要です。
- 副葬品としてプラスチック製品や水分の多い果物など燃えにくいものが入っていた場合、不完全燃焼をおこしてダイオキシン類が発生する原因となります。

問題点を踏まえた今後の考え方

- 保管されている残骨灰等について、計画的に無害化処理を進めていきます。
- 無害化処理の過程で生じる金や銀などの有価物の引取により得られる収入については、引き続き火葬場の整備・運営に活用するとともに、周知を進めます。
- 副葬品の制限について、周知・啓発を行っていきます。



3 墓地と納骨堂

(1) 墓地・納骨堂の供給状況とニーズの変化

ア 札幌市内の墓地・納骨堂の供給状況

札幌市内には、市が管理する3つの市営霊園、民間事業者(公益法人)が運営する3つの民間墓地のほか、宗教法人が檀信徒などのために設置した寺院墓地や納骨堂があります。(表3-3-1)

【表3-3-1 札幌市内・近郊市町村の墓地・納骨堂の状況】

	施設の種類	空き区画数 もしくは 空き壇数	総区画数 もしくは 総壇数
墓地	市営3霊園(※)	2,275	42,135
	市内民間3霊園	28,657	88,827
	市近郊市町村の500区画以上の民間墓地(推計値)	36,721	91,036
	計	65,378	179,863
納骨堂	市内500壇以上の納骨堂(64施設)	14,769	59,188
	市近郊市町村の500壇以上の民間納骨堂	8,389	35,884
	計	23,158	95,072

※市営3霊園については令和6年度末時点の数。上記のほか、平岸霊園内に合同納骨塚がある。
出典:「札幌市における墓地等のあり方の検討に向けた基礎調査」(2017年度)

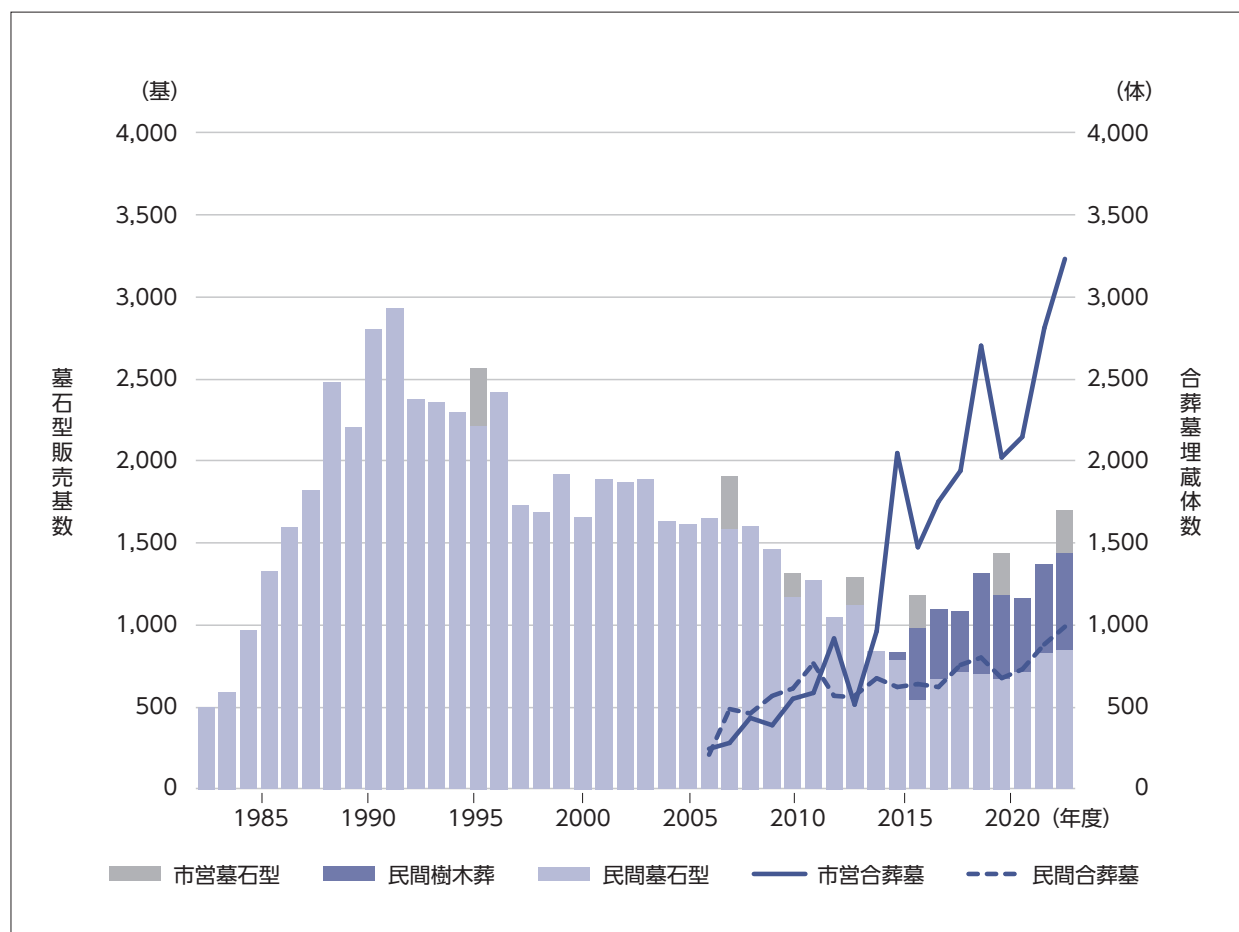
札幌市では少子高齢社会の進展や葬送に対する価値観の変容により、個別埋蔵⁵式の墓石型に変わり、新しい形態の墓(合葬墓⁶や樹木葬⁷等)への需要が増えてきており、この傾向は今後も続くと考えられます。(図3-3-2)。

5 【埋蔵】火葬された遺骨を墓に納骨すること(「墓地、埋葬等に関する法律」における語句使用と同様)。

6 【合葬墓】家族以外の方の遺骨も、同一の墓所に埋蔵する墓のこと。

7 【樹木葬】墓石の代わりに樹木を墓標やシンボルとする墓の形態のこと。

【図3-3-2 札幌市内の墓所販売数・合葬墓の利用実績の推移】



※2005年以前の合葬墓の受入実績は不明。
市営は引取者のない遺骨は除く。

出典:札幌市

問題点

- 近年の葬送において、従来の墓石型から合葬墓や樹木葬等へのニーズが高まっており、当初計画した墓地供給と多様化する市民ニーズとの間に乖離が生じています。
- 墓地に対するニーズが多様化する一方で、多死社会を迎え埋蔵需要は令和36年度(2054年度)に向けて増加すると見込まれており、ニーズに応じた適正な供給量の予測が難しい状況です。
- 墓地の拡張や新しいスタイル(樹木葬等)の取り入れには、計画を始めてから供給に至るまでに数年単位の時間を要します。

問題点を踏まえた今後の考え方

- 長期的な札幌市全体の墓地需要と民間墓地等の供給について調査し、民間墓地経営者との連携の下、市民ニーズに対応した適切な墓地供給を推進します。

イ 民間墓地・納骨堂の供給・安定経営に向けた指導

札幌市では、民間墓地や納骨堂の適正かつ安定した経営を確保するため、平成29年3月に札幌市墓地等の経営の許可等に関する条例を制定し、墓地を経営する公益法人や一定規模以上の納骨堂を経営する宗教法人等に対し、墓地や納骨堂の経営状況について、毎年度の報告を義務付けています。

また、新規で納骨堂の経営(変更)許可申請があった場合には、法律や財務等に関する専門家により構成される札幌市墓地等財務状況審議会に意見を聞き、安定的かつ永続的な経営が可能か審査を行っています。

令和4年度には、市内にある納骨堂が競売により土地・建物の所有権を失う事例が発生し、口頭・文書による指導、立入検査、施設の一部使用禁止命令を行いました。

問題点

- 宗教法人の納骨堂経営を許可する場合には、不安定な運営に繋がる「名義貸し」を防止する必要があります。
- 民間墓地及び納骨堂は、安定的な運営を維持できなくなると、その利用者が大きな不利益を被るおそれがあります。

■名義貸し

札幌市では、札幌市墓地等の経営の許可等に関する条例により、納骨堂の経営を地方公共団体または宗教法人に限定しています。しかし、宗教法人が形式的な経営主体となり、実質的には営利企業が運営を担い、収益を得る形態を「名義貸し」といいます。

名義貸しには、経営上のトラブルや債務について宗教法人が責任を負う可能性があり、運営の安定性を欠く状態となって、最後には資金力のない宗教法人と納骨堂が残されるといったリスクがあります。

問題点を踏まえた今後の考え方

- 経営(変更)許可申請に対して、安定的かつ永続的な経営が可能かどうか、専門家の意見を聞きながら、厳格な審査を行います。
- 経営(変更)許可後一定期間、事業が計画通りに行われているか確認を行います。
- 安定的かつ永続的な運営を確保するため、安定経営に不安がある事業者に対する指導を行います。
- 指導を行っても問題が解決しない事業者に対しては、法律・条例に基づき厳正に対処します。

ウ 市営合葬墓に対するニーズの高まり

札幌市が運営する合葬墓としては平岸霊園にある合同納骨塚があります(写真3-3-3)。もともと行旅死亡人⁸や引取者のない遺骨等を納めるための施設として設けられましたが、現在は、親族の遺骨を所有する札幌市民など一定の条件を満たした方が希望すれば使用できる(遺骨を納めることができる)こととしており、墓に対するニーズの多様化などに伴いその件数は年々増加しています。

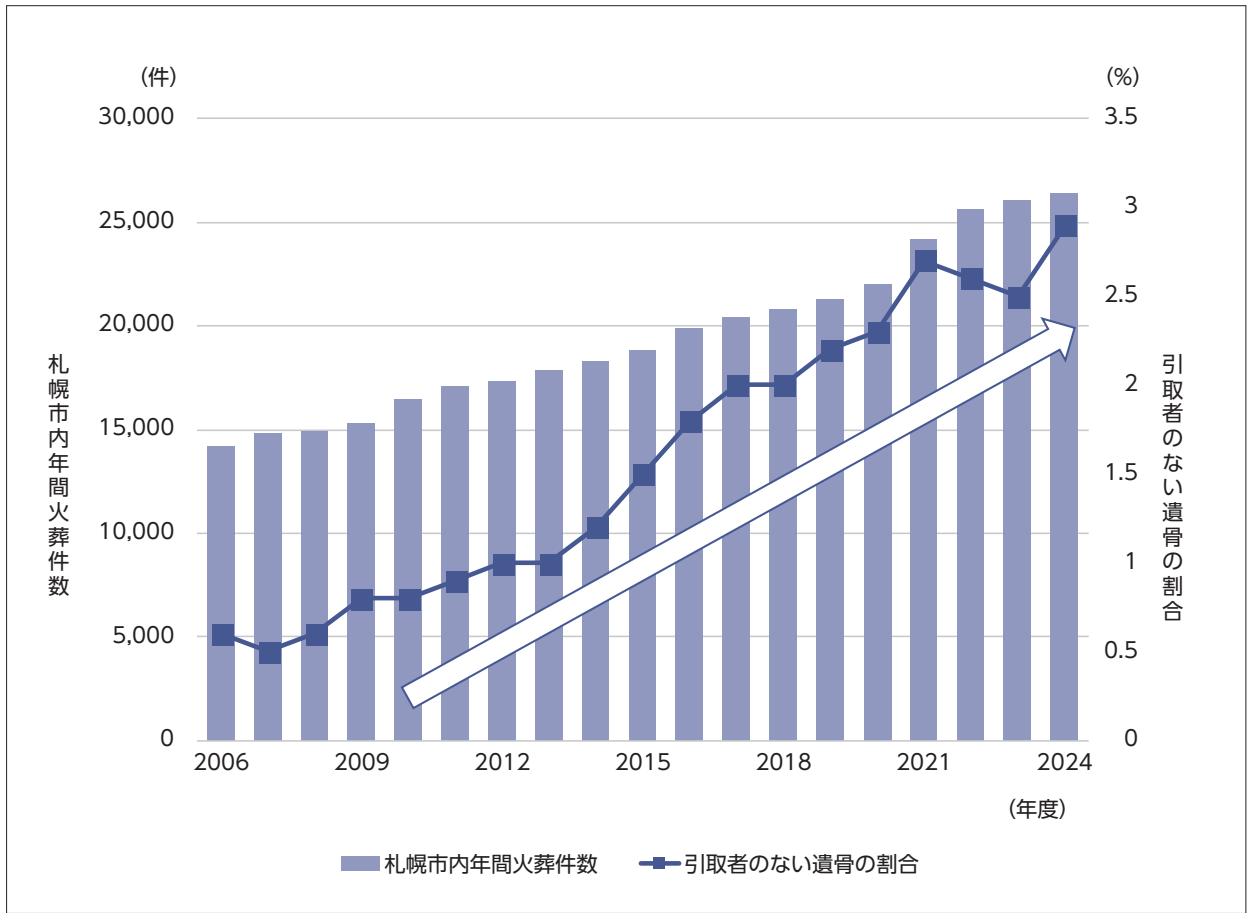
一方で、引取者のない遺骨についても、年々件数が増えており、火葬件数に占める割合も増加傾向にあります(表3-3-4、表3-3-5)。平成26年度(2014年度)には215件で1日1件に満たない程度でしたが、令和6年度(2024年度)には768件に上り、平均すると1日に2件以上引取者のない遺骨が生じています。

【写真3-3-3 合同納骨塚】



8 【行旅死亡人】身元が判明せず、引取者のない死者のこと。

【表3-3-4 市内年間火葬件数とそれに占める引取者のない遺骨の割合の推移】



出典:札幌市

【表3-3-5引取者のない遺骨の数】

2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
84	81	85	118	133	148	168	185	215	286	349	409	413	471	514	650	663	656	768

出典:札幌市

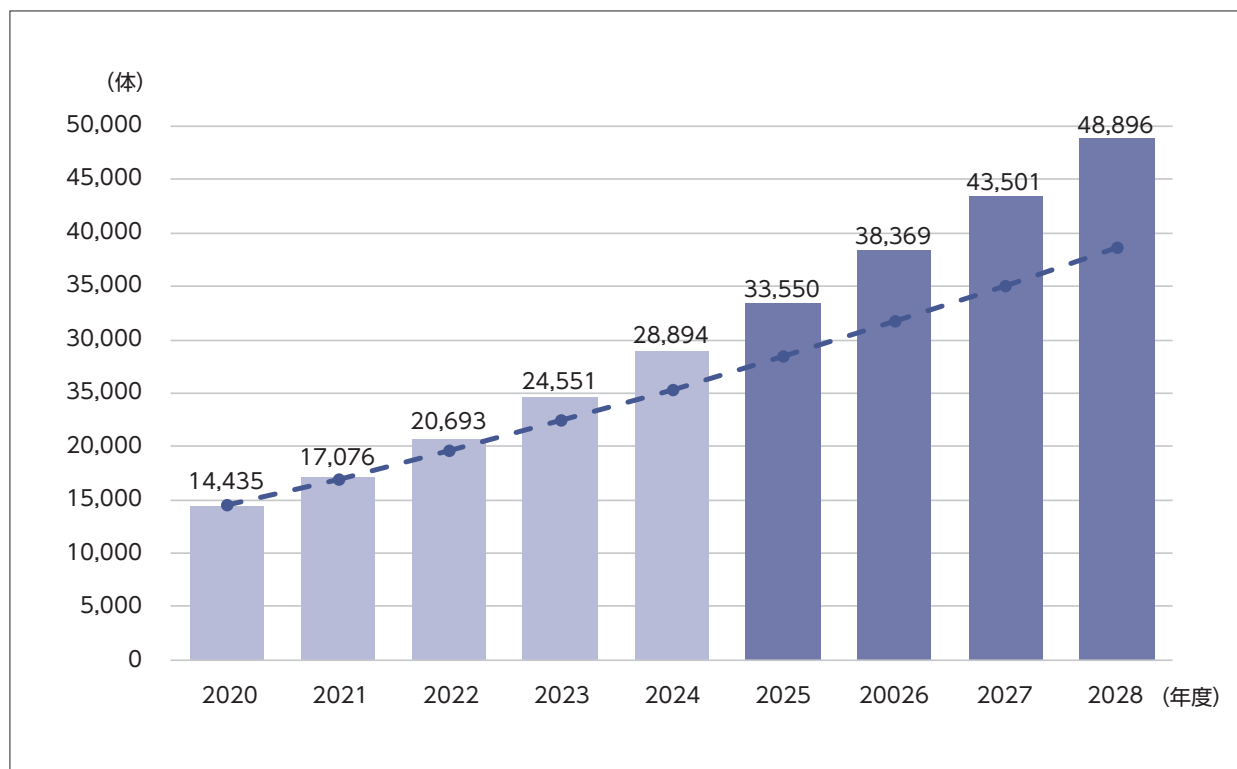
問題点

- 現在の合同納骨塚の利用条件(表3-3-6)は、申込者を親族の遺骨を管理する札幌市民等に限定していますが、家族のあり方が多様化している現在においては、親族以外の者から利用の相談があるほか、札幌市民として亡くなくても親族の方が市外に居住しているケースの利用希望もあり、これらのニーズに対し、第1次計画における検討結果に基づく対応が必要です。
- 埋蔵体数については、行旅死亡人や引取者のわからないケース以外の遺骨の急増に伴い、第1次計画策定時の予測を上回って推移しているため、近い将来受入可能数を超過する見込みです(図3-3-7)。

【表3-3-6 合同納骨塚の利用条件】

		申込者	
		札幌市民	札幌市民以外
遺骨	札幌市民	○	×
	札幌市民以外	○	×

【図3-3-7 合同納骨塚における埋蔵体数の推移(予測)】



※2025年度以降は予測値(2024年度は4,343体。過去5年間の平均増加数から年263体増加と予測)

出典:札幌市

※点線は第1次計画策定時の予測値

問題点を踏まえた今後の考え方

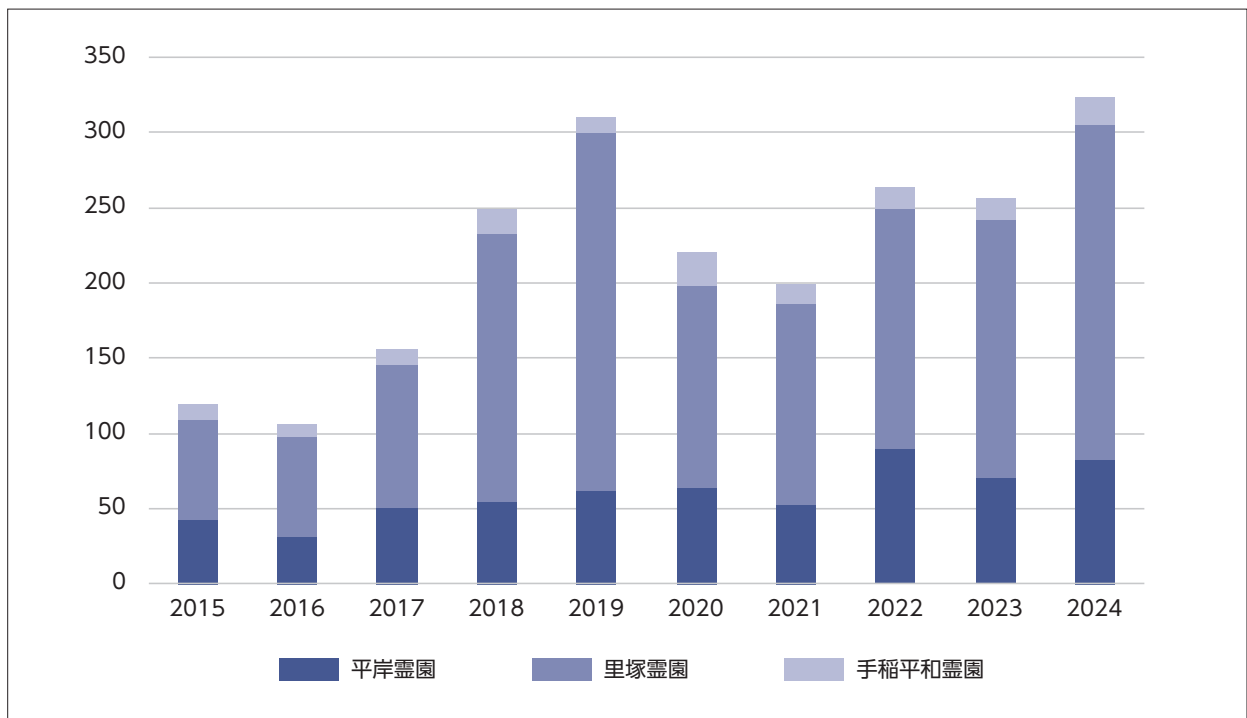
- 現在の合葬墓に対する埋蔵可能数を増加させるための措置や新たな合葬墓の設置などにより、継続して市民が合葬墓を利用できる体制を整備します。
- 多様化するニーズへの対応を目指して検討を行ってきた利用条件の見直しや受益者負担のあり方について、条件の詳細を整理し、新制度の運用を開始します。

エ 市営霊園の返還区画の増加

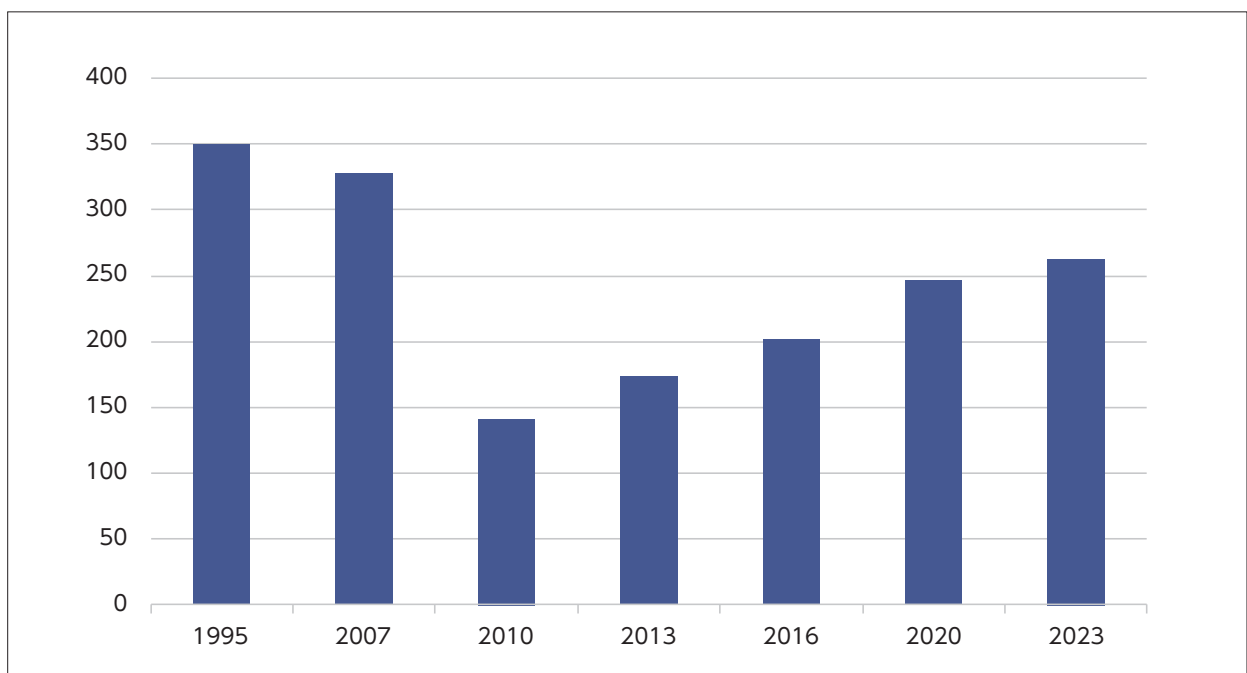
近年は市営霊園の墓の管理を引き継ぐ方がいないために、遺骨を合葬墓等へ改葬し、市営霊園の区画を返還する方が急増しています。

札幌市では、里塚霊園の造成終了後は市営霊園の拡張をせず、墓地の供給は民間に委ねることを基本方針としています。しかし、返還によって生じた空き区画については、市有施設有効活用の観点から、概ね3年ごとに再公募を行っています。再公募の数及び時期については、市民ニーズ等を考慮しながら決定する必要があります。

【表3-3-8 市営霊園の返還区画数】



【表3-3-9 市営霊園の再公募販売数】



問題点

- 墓地に対するニーズの多様化に伴い今後さらに空き区画が増加することが見込まれます。
- 返還による空き区画の増加は、管理料収入の減少につながり、霊園の維持管理に支障が生じるおそれがあります。

問題点を踏まえた今後の考え方

- 市民ニーズ等を考慮しながら、市営霊園としての墓地供給(再公募等)のあり方について検討し、再公募等を実施していきます。

(2) 無縁化が疑われる墓の増加

少子高齢社会の進展などに伴い、墓の管理を引き継ぐ方が減っており、管理する人がいない、もしくは適切に管理されていない墓が増加しています(写真3-3-10)。

【写真3-3-10 無縁化が疑われる墓の例】



これまでもこのような無縁化が疑われる墓について、看板設置や戸籍調査等を行い、無縁化の解消に努めてきました。令和6年度末時点で無縁化が疑われる墓は4,872件、全区画のうち約10.2%となっています(表3-3-11)。

また、令和8年度(2026年度)からは市営霊園の管理料(年間6,800円)を毎年徴収することとしましたが、このことは墓地使用者と連絡をとる機会ともなります。

無縁化が疑われる墓を放置することは、墓地の荒廃や不法投棄の温床となりかねないところですが、樹木の伐採や墓石の倒伏防止などを行うには相当の手間と費用を要し、さらに解消にあたっては、縁故者情報の把握に膨大な手間と時間を要することや無縁改葬後の墓石の取扱いが法的に整理されていないことなどが全国的な課題となっています。

【表3-3-11 無縁化が疑われる墓の割合】(令和6年度末)

	使用区画数	無縁化が疑われる墓の数	無縁化が疑われる墓の割合
平岸霊園	12,580	1,526	12.1%
里塚霊園	26,573	2,257	8.5%
手稻平和霊園	2,962	256	8.6%
旧設墓地	5,450	833	15.3%
計	47,565	4,872	10.2%

※「無縁化が疑われる墓の数」は使用者への通知が到達せず返戻された数をいう

※使用区画数には返還により現在は使用者がいない区画を含む

問題点

- 少子高齢社会の進展に伴い、無縁化が疑われる墓の増加が懸念されます。
- 無縁化が疑われる墓を放置しておくと、墓石倒壊の危険や周辺区画に悪影響を与えるだけではなく、市営霊園・旧設墓地全体の景観悪化等に繋がるおそれがあります。
- 無縁墓への対応について、無縁改葬が基本となりますが、その際の墓石の取扱いや費用負担のあり方などについて整理が必要な状況です。

問題点を踏まえた今後の考え方

- 市営霊園及び旧設墓地における使用者の戸籍調査等を引き続き実施し、無縁化が疑われる墓を解消していきます。
- 毎年の管理料徴収の機会なども活用して、使用者に対し住所変更、相続などの手続きを周知徹底するとともに、将来的に管理を引き継ぐ方がいないお墓に関して、墓じまいの啓発を進めることにより、無縁墓の発生を予防します。

(3) 市営霊園の経年化

3か所ある市営霊園は、札幌市が直営で管理を行っていますが、いずれも開設から50年以上が経過しています。(表3-3-12)。

園路、階段、手すり、雨水桝等のさまざまな構築物の経年化が進んでおり、令和6年度に実施した霊園施設健全度調査によれば、機能に支障が生じる可能性があるもしくは既に生じている施設は全体の60.9%に上り、その改修には約24億円の費用がかかると見込まれます。

各霊園の管理事務所についても経年化が進んでおり、最も古くからある里塚霊園管理事務所は、令和11年度の供用開始を目指して建替えを行うこととしています。

【表3-3-12 3霊園の開設時期等】

名称	開設年月	管理事務所建築年(※)
平岸霊園	昭和16年8月	昭和63年
里塚霊園	昭和41年6月	昭和46年
手稲平和霊園	昭和48年8月	昭和49年

※平岸霊園は建替時、里塚霊園及び手稲平和霊園は霊園開設後の建築

問題点

- 市営霊園の経年化が進んでおり、訪れる市民等の安全を確保し、利便性を向上するために、構築物の改修が必要な状況です。
- 構築物の改修や管理事務所の建替にあたっては多額の費用を要することから、より効率的な維持管理・整備等を行う必要があります。

問題点を踏まえた今後の考え方

- 市民がより安全で利用しやすい霊園となるよう、利用状況や経年化状況を踏まえ、計画的に改修を進めていきます。
- 市営霊園について、より効率的な維持管理・整備等を行っていくために、民間の活力を活かした運営方法や多面的な活用を検討します。

(4) 旧設墓地の維持管理

札幌市内及び市外に17か所ある旧設墓地は、明治期に地域の住民により自然発生的に作られた埋葬⁹地を始まりとしています(表3-3-13)。

【表3-3-13 札幌市の旧設墓地】

名称	住所	開設年
円山	中央区南4条西28丁目	明治25年
盤溪	中央区盤溪203番地	大正4年
上篠路	北区篠路4条9丁目	明治5年
中沼	東区中沼町215番地	昭和7年
苗穂	東区東苗穂5条2丁目	明治19年
丘珠	東区丘珠町645番地	明治5年
白石本通	白石区平和通10丁目北	明治13年
月寒	豊平区月寒西3条8丁目	明治5年
澄川	豊平区平岸2条18丁目	明治10年代後半
北野	清田区北野2条2丁目	明治29年
八垂別	南区川沿1813番地	明治21年
藤野	南区藤野4条8丁目	明治45年
滝野	南区滝野31番地	明治36年
発寒	西区発寒5条6丁目	明治11年
手稲	手稲区手稲本町4条4丁目	明治10年代後半
山口	手稲区手稲山口347番地	明治18年
屯田	石狩市花川東670番地	明治24年

その後、昭和期に入り地域での維持管理が困難になったことから、札幌市が旧設墓地の管理を引き継ぐこととなり現在に至っています。昔からある墓を代々継承していく方に限り使用を認めていることから、新規の使用者募集は行っていません。

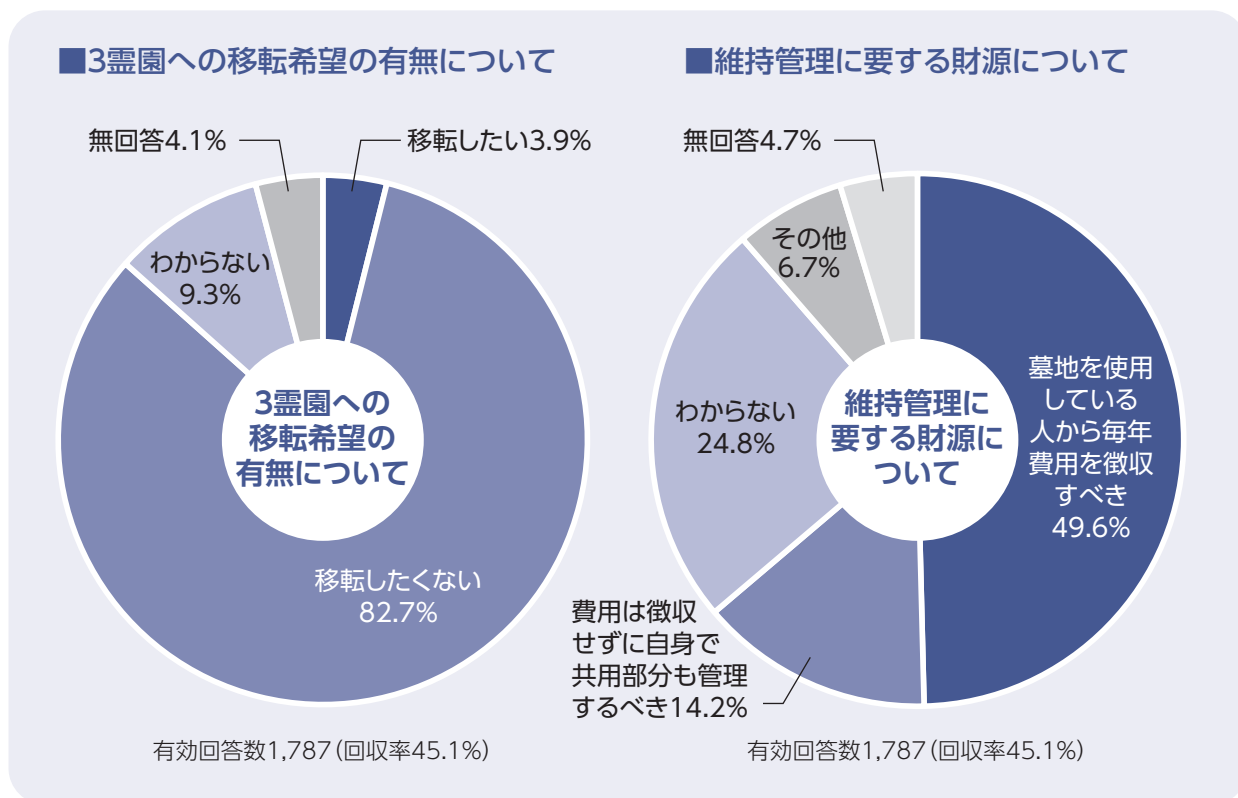
なお、旧設墓地は、その歴史的背景から管理料などの費用を徴収していませんが、令和2年度(2020年度)に使用者に対して行ったアンケートによると、8割を超える方が継続使用を希望していること、約半数が費用負担に肯定的であることが分かりました。

9 【埋葬】火葬されていない遺体を土中に葬ること(「墓地、埋葬等に関する法律」における語句使用と同様)。

問題点

- 札幌市が旧設墓地の管理を引き継いだ際、手続きの未実施や名乗り出なかった方がいたため、使用者が特定できていない未許可墓が存在しています。
- 旧設墓地は地域の住民により自然発生的に作られた埋葬地を始まりとしていることから、土葬体埋葬場所が不明であるなど全体像の把握ができていない状況です。

【図3-3-14 旧設墓地使用者への「維持管理」に係るアンケートの結果】



出典：旧設墓地使用者への「維持管理」に係るアンケート(2020年度)

問題点を踏まえた今後の考え方

- 使用者が特定できていない未許可墓について、看板設置等により解消に努めます。
- 市営霊園の管理料導入後の状況も参考に、旧設墓地の維持管理方法のあり方について検討します。